

議案第234号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の所得割の税率について県費負担教職員制度の見直しを踏まえた所要の改正を行うとともに、地域決定型地方税制特例措置による固定資産税等に係る特例割合を定める等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等に規定する条例で定める割合）

第42条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第44条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、「の各号」を削り、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

附則第27条中第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第32条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（個人の市民税に関する適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第18条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する適用区分）

- 3 新条例第42条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。